

家畜への感謝と
畜産業の発展を願い



8 | 23

Topics

8月・9月

村の
出来
事

了古院隣接の獣魂碑前で獣魂祭が行われ、約40名の酪農関係者や猟友会の会員が出席しました。
安田堅吾酪農振興会会長から「人間が生きていくために犠牲になった動物たちの存在を再認識し占冠村農業の発展を願う」とあいさつがありました。

安全で新鮮な野菜はいかが？！

しむかっぷ村 秋の収穫祭！



9 | 7

占冠村農業経営研究会が、占冠村農村公園で「しむかっぷ村秋の収穫祭」を開催しました。
会場は、新鮮な野菜を買い求めようと村内外からの大勢のお客様でにぎわいました。
また、にんじんが無料でふるまわれたり、くじ引きが行われたり、来場客を楽しませていました。

村内の出来事、
話題を
お届けします

よろしくお願ひします。地域おこし協力隊です。



地域おこし協力隊
野本正樹(のもと まさき)
(企画商工課)



地域おこし協力隊
門田雄一(もんだ ゆういち)
(企画商工課)

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることによって、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化をめざす総務省の制度です。
村ではこの制度を活用し、集落対策を推進するため、地域おこし協力隊員を2名任命し、9月から集落支援をはじめとする各種活動を行っています。

【活動地域】

村内でも特に高齢化率の高くなっている双珠別地区と占冠地区を中心に活動します(他の地区においても行事・イベントのお手伝い等を行うことがあります)。

【活動内容】

- 集落支援活動(高齢世帯の生活支援や地域行事の実施支援など)
- 集落対策やコミュニティの活性化に資する各種団体等の活動支援
- 地域おこし活動(産業振興等に資する活動など)

特設行政相談所を開設します

役所の手続きやサービスについて次のようなことはありませんか? 「困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない」「役所の説明や事務の取扱いが納得できない」「制度や仕組みがわからない」など。

◆ 期日

10月25日

◆ 時間と場所

9時～12時 トナムコミュニティセンター
14時～17時 占冠村コミュニティプラザ

◆ 占冠村担当相談委員

五十嵐正子

■ お問い合わせ先

総務課総務担当
電話 56 - 2121

小規模多機能型居宅介護施設建設に伴う住民説明会を開催します

占冠地域交流館

10月8日 18時30分～20時00分

トナムコミュニティセンター

10月9日 18時30分～20時00分

双珠別住民センター

10月15日 18時30分～20時00分

総合センター（2階）視聴覚室

10月30日 14時00分～16時00分

総合センター（1階）和室

10月30日 18時30分～20時00分

■ お問い合わせ先

保健福祉課 福祉施設推進室
電話 56 - 2122

フォーラム

占冠活動報告ひろば

占冠の地域資源が持つ魅力とこれからの可能性

占冠村で活動する方々から、占冠村の地域資源の「可能性」と「魅力」について報告をいただき、皆さんで占冠村のこれからについて考えましょう。

【日時】 10月20日 14時00分～16時45分

【会場】 占冠村コミュニティプラザ

■ お問い合わせ

企画商工課地域生活相談員
電話 56・2124

平成25年度（後期）赤十字救急法・基礎講習を開催します

意識障害・気道閉塞・呼吸停止など、直ちに手当が必要な場合に、救急隊が到着するまでの間の必要な知識と技術を身につけることをめざします。

【日程】 10月19日 13時～17時

【場所】 富良野市総合保健センター

【受講対象】 満15歳以上の方

【募集人員】 20名

※10名に満たない場合には中止することがありますのでご了承願います。

【受講料】 1,500円（教本・教材費として）

【講師】 日本赤十字社救急法指導員

■ お問い合わせ・申込み
日本赤十字社富良野市地区

（富良野市福祉支援課福祉総務課係内）
電話 39・2211

裁判員制度

まもなく名簿記載通知を発送します

裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

裁判員候補者名簿記載通知について

平成26年の裁判員候補者名簿に登録された方には本年11月中旬に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありません。

また、名簿記載通知と併せて調査表をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方が、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないよう、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものです。辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けてはいません。この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出てください。また、または裁判の当日（選任手続時）に辞退を申し出てください。裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

■ お問い合わせ

旭川地方裁判所事務局
電話 0166・51・6074